

○越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成11年3月31日

条例第11号

(設置)

第1条 越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号)第17条及び越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号)第28条に規定する諮問に応じ審査するため、市長の附属機関として、越谷市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の2人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の会議は、公開しないものとする。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、公開決定等に係る公文書又は開示決定等若しくは訂正決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、審査のため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人、諮問実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(答申)

第7条 審査会は、諮問のあった日から起算して90日以内に答申するよう努めるものとする。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第8条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部文書法規課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第8条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の越谷市情報公開審査会条例第2条第2項の規定により越谷市情報公開審査会の委員に委嘱されている者は、この条例による改正後の越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2項の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱された者とみなす。

附 則(平成17年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第58号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。